

Q2 新「会社法」が施行されると株式会社の組織はかなり自由につくることができる
 のことですが、中小会社が組織をつくる上での留意点を教えてください。

A **ポイント**

新「会社法」では、株式会社の機関設計は柔軟化され、一般的な中小会社（株式譲渡制限会社）では株主総会と取締役だけという機関設計も可能で、取締役会や監査役は任意ですが、それぞれのメリット、デメリットをよく検討して決めることが必要になります。

1. 新「会社法」により選択できる機関設計の選択肢

	機関の内容	非公開会社		公開会社	
		大会社	中会社 小会社	大会社	中会社 小会社
1	取締役				
2	取締役会				
3	取締役 監査役				
4	取締役会 監査役				
5	取締役会 監査役会				
6	取締役 監査役 会計監査人				
7	取締役会 監査役 会計監査人				
8	取締役会 監査役会 会計監査人				
9	取締役会 三委員会 会計監査人				

- 株主総会と取締役は必須の機関
- 会計参与の設置は任意（は必置）
- 三委員会
指名委員会、監査委員会、報酬委員会。
三委員会は中小会社では殆ど採用されていません。

2. 機関設計上の留意点

- (1) 新「会社法」では、定款自治の拡大で株主総会と取締役は必須の機関ですが、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会は定款の定めにより任意に置くことができます。上表のように様々な機関設計の選択肢がありますので、会社運営管理上、对外信用上から各選択肢のメリット、デメリットをよく検討して身の丈に合った組織とすべきです。
- (2) わが国企業の約99.7%を占める中小会社（株式譲渡制限会社 - 非公開会社）の場合について検討しますと、株主総会と取締役だけという機関設計も可能ですが、少数株主対策上からは、下記により取締役会と業務監査権限を有する監査役を設置することが望ましいといえます。

取締役会を設置しない場合には株主総会の権限が強化され万能のような決議機関となってしまう、もめ事が多くなる懸念があります。一方、取締役会設置会社における株主総会は、新会社法及び定款で定めた事項に限り決議をすることができるとして、その権限に制約を加えています。

また、取締役会を設ける場合には監査役が会計参与等が必要になりますが、業務監査権限を有する監査役を置かない場合、株主が監査役の権限を持つため、これを防ぐためには業務監査権限

を有する監査役を置くことが少数株主対策になります。

- (3) 一方、少数株主のいない会社やワンマン社長の一族会社の場合には少数株主対策をとる必要もなく、また、株式譲渡制限会社で取締役会を設置しない場合株主総会招集通知に関するメリット（発送期間を定款で1週間前より更に短縮でき、招集通知に会議の目的事項の記載を要しない）もありますので取締役会を設置しない機関設計の選択もいいといえます。
- (4) 取締役・監査役・会計参与の任期は、定款で最長10年まで伸長することができるようになりますので、役員の交代が少ない会社では株主総会での選任決議や登記手続の煩雑さが省けます。